

第3章 今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地

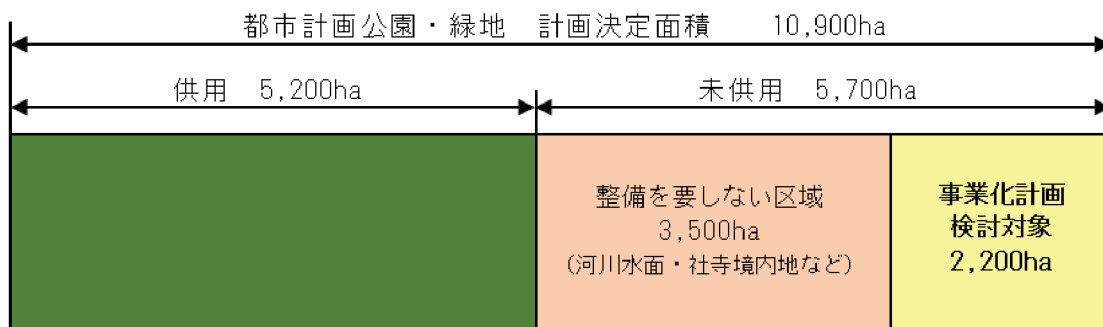
第1 選定の方針

都市計画決定されている公園・緑地の未供用区域のうち、河川の水面等の区域を除いた約 2,200ヘクタールを対象として、今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地を定めます。

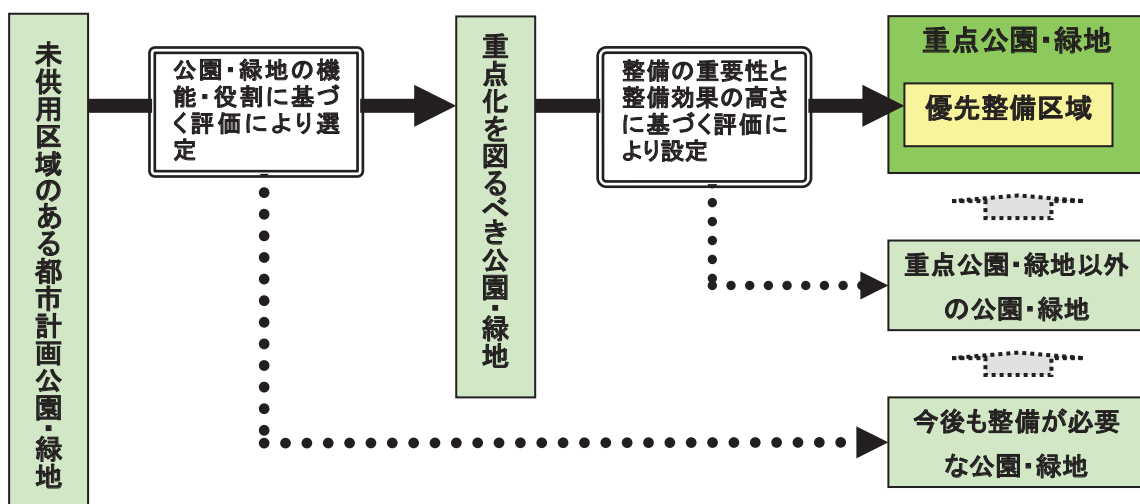
まず公園・緑地の機能・役割と、効果的なネットワークの形成の観点から事業の重点化を図るべき公園・緑地を選定し、次に、これらの公園・緑地の区域のうち、当該区域の整備の重要性和整備効果の高さの観点から優先整備区域を設定し、事業化計画として定めます。

＜図表 3-1 事業化計画の検討対象＞

(平成 30 年 4 月 1 日現在)



＜図表 3-2 優先整備区域の絞り込み＞



(は次回以降の事業化計画更新に伴うステップアップ)